

議案第 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年（2023年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第47条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第47条）」

第6章 雑則（第48条）に改める。

第7条中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

本則の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、

複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利

用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例目次の改正規定、第14条の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講

じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(宝塚市放課後児童健全育成事業の設置設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 号

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>目次 第1章～第4章 (略) 第5章 事業所内保育事業(第42条―第47条)</p> <p>附則 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>目次 第1章～第4章 (略) <u>第5章 事業所内保育事業(第42条―第47条)</u> <u>第6章 雑則(第48条)</u></p> <p>附則 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項並びに第17条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研</u></p>

修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第14条 削除

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関してその利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3～5 (略)

(衛生管理等)

第15条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症若しくは食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第48条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
	<p>(安全計画の策定等)</p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3 (略)

らない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例並びに宝塚市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例について
(概要)

子ども未来部 保育企画課


1 経緯等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障碍福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関連する「宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

(令和3年厚生労働省令第55号)

(2) 民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の改正に伴い、関連する「宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

(令和4年厚生労働省令第167号)




(3) 令和3年度に福岡県の保育園で送迎バスに取り残された園児が死亡した事件などを踏まえ、また、インクルーシブ保育の実施しやすい環境とするため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」並びに「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の一部改正が令和5年4月1日から施行されるため、関連する「宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」並びに「宝塚市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

(令和4年厚生労働省令第159号及び第175号)

2 改正内容


【宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】

- (1) 令和3年厚生労働省令第55号に伴う改正
書類、文書など、知覚によって認識することができる書面で行うことと規定されている又は想定されるものについて電磁記録によるもので可能とする。
- (2) 令和4年厚生労働省令第167号に伴う改正
民法改正により保護者の子に対する懲戒権をなくしたことによる懲戒に関する権限の濫用禁止にかかる条項を削除する。



(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正について

- ① 令和4年厚生労働省令第159号に伴う改正
- ア 事業所外での活動、取組等を含めた生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練に関する事項についての安全計画を策定する。
 - イ 感染症の発生又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することを明文化する。
 - ウ 他の社会福祉施設が併設しているときは、保育に支障がない場合に限り、必要に応じ特有の設備及び直接従事する職員についても兼ねることができることとする。

- 
- A dark grey arrow points to the right from the top left corner. Several thin, light blue lines curve upwards from the bottom left corner, creating a decorative background element.
- ② 令和4年厚生労働省令第175号に伴う改正
 - ア 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降者の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認することを義務付ける。
 - イ 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の園児の所在確認をすることを義務付ける。

【宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正について

① 令和4年厚生労働省令第159号に伴う改正

ア 事業所外での活動、取組等を含めた生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練に関する事項についての安全計画を策定する。

イ 感染症の発生又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施することを明文化する。


ウ 業務継続計画を策定・周知し必要な研修及び訓練を定期的実施、必要に応じた計画の変更に努める。

② 令和4年厚生労働省令第175号に伴う改正

ア 利用者の事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、利用者の自動車への乗降者の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認することを義務付ける。

3 改正に伴う影響

- (1) 家庭的保育事業者等の職員の負担軽減等を図る観点から、条例に基づき職員が行う書面等の作成、保存等（指導計画や保育日誌等の作成、保存など）について、書面等に代えて、電磁的記録によって対応することができる。
- (2) 民法の改正により親権を行う者が有する懲戒権の廃止に伴い、懲戒権の乱用を禁止する規定を削除する。ただし、民法でこの人格の尊重等を追記し、体罰の禁止などを含む内容を明記している。
- (3) 令和3年度に福岡県の保育園で送迎バスに取り残された園児が死亡した事件などを踏まえ、家庭的保育事業者等には安全計画の策定や、当該計画に従い研修及び訓練を定期的に実施することが必要となる。



また、通園等に自動車を運行する場合、ブザー等の装置を備え、園児の所在確認を行わなければならないこととした。

放課後児童健全育成事業者においては、安全計画の策定や研修等のほか、業務継続計画の策定が必要となる。また、自動車の運行について、ブザー等の設置の義務化は行わないが、利用者の所在確認を行わなければならない。

また、家庭的保育事業所についてはインクルーシブ保育の実施しやすいよう、保育に支障がない場合に限り併設する他の社会福祉施設と直接従事する職員等についても兼務を可能となる。

4 施行期日

【宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】

改正内容 (1) (2) については 公布の日

(3) については 令和5年4月1日

ただし (3) ②イについては令和6年3月
31日までの経過措置あり

【宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例】

令和5年4月1日